

北海道経済対策留萌地方推進本部設置要綱

(設置)

第1条 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に端を發した国際情勢の変化により、エネルギーや原材料等の価格や供給動向は見通せず、円安基調と相まって、道民の生活、農林漁業者や商工業者をはじめとする事業者の経営環境はこれまで以上に厳しくなることが懸念されている。

こうした認識の下、地域の実情に合わせた緊急的な経済対策の効果的な実施はもとより、将来にわたり道民の方々が安心して暮らし続け、事業者の方々の成長につながる取組を支援する施策の展開を図るため、「北海道経済対策留萌地方推進本部」（以下、「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域における施策の情報提供、活用促進及び相談対応
- (2) 地域の現状の把握
- (3) その他道の経済対策推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長及び副本部長は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、振興局長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副本部長は、副局長をもって充て、本部長を補佐する。

(会議の開催)

第5条 本部の会議の開催は、次のとおりとする。

- (1) 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 本部長は、必要に応じ、本部会議に本部の構成員以外の者を出席させることができる。
- (3) 本部の構成員が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする。

(庶務)

第6条 本部の事務局は、産業振興部商工労働観光課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

別表

北海道経済対策留萌地方推進本部 構成員名簿

区 分	職 名
本部長	振興局長
副本部長	副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当） 副局長（建設管理部担当）
構成員	地域創生部長 保健環境部長 保健行政室長 くらし・子育て担当部長 産業振興部長 地域産業担当部長 森林室長 建設管理部長 教育局長